

請願 第33号

受付 平成31年 2月20日

付託 平成31年 2月28日

## 取手市長の多選自粛の決議を求める請願

紹介議員 細谷 典男

### ・請願趣旨

市長の多選は弊害が多くなることから自粛することを求めます。予算と人事の権限の継続は10年位が適切であると考えます。4選はこれを越えることから行うべきではありません。

平成28年6月2日の、京都での利害関係者と市長の不適切な交際が発覚しました。取手市議会、平成30年第4回定例会及び12月14日全員協議会における、市長・副市長の接待ではないという弁明は何ら裏付けられたものではなく、疑惑は拭い去れません。市長側は会費を払って割り勘であるとの主張です。ここでは金銭的な論議の前に、会食をした場所を問題として考えます。利害関係者と市長一行が会食したのは、祇園のお茶屋『池田家』。市長と該当職員全員がこの池田家で会食した事実を認めています。割り勘で会費を支払ったとしていますが、金額の問題ではありません。

古い伝統に裏打ちされた一見さんお断りの接待施設に入場。更に利害関係者から会食の機会を与えられた。このこと自体が、接待に該当します。取手市長及び市の担当部署職員が利害関係者から、花街で接待を受けるなど言語道断です。取手市政の信頼は、地に落ちたも同然です。

さらに昨年の取手市議会第3回定例会で明らかになった平成29年秋の桂林市との国際交流での、市長が団長であることから今まで使用していたホテル以上にグレードを上げるなどはおごり、たるみ以外のなにものでもありません。長期に人事権を保有する市長に職員は質すことが出来なくなっています。これらは市長就任後10年前後におきています。これらは多選の弊害そのものです。

また議会棟という場所でも、批判的な議員に暴言を吐き、直後に平身低頭謝罪するなど市長の品格が問われる事態も引き起こしています。これに関し文書での謝罪を求められたが、未だに文書による謝罪はしていません。

### ・請願事項

1. 取手市議会は取手市長の多選自粛を求める決議をすること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成31年2月20日

請願者代表

住所 取手市宮和田 985-19

氏名 斉藤たかし

取手市議会議長 殿